

プラグインハイブリッド自動車排出ガス・燃費測定方法案について

1. 背景

国土交通省では、「プラグインハイブリッド車排出ガス・燃費測定方法策定検討会」を平成20年2月より同年12月までの間、計4回開催し、プラグインハイブリッド自動車の普及に向けた環境整備のため、プラグインハイブリッド自動車の特性を適切に評価できる排出ガス・燃費測定方法について検討を行いました(検討結果は参考資料)。

今般、この内容について意見募集を行い、いただいたご意見等を踏まえ、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」(平成14年国土交通省告示第619号。以下「細目告示」という。)等を改正する予定です。

2. 改正概要(細目告示別添42関係)

(1) 排出ガスの測定について

プラグインハイブリッド自動車の排出ガス測定については、従来の電気式ハイブリッド自動車と同様に、冷機状態におけるハイブリッド走行(Charge Sustaining 走行)での排出ガス性能値と暖機状態におけるハイブリッド走行での排出ガス性能値を複合するものとします。ただし、任意の充電レベルから開始した冷機状態でのプラグイン走行(Charge Depleting 走行)を含む試験サイクルにおいて、冷機状態におけるハイブリッド走行での排出ガス性能値よりも悪い排出ガス性能値が認められる場合は、当該性能値を使用するものとします。

(2) 燃費の評価方法について

ユーザーの使用実態を想定した平均燃費値(複合燃料消費率)として、プラグイン走行時の燃料消費率と、ハイブリッド走行時の燃料消費率とを、全体の走行に占めるプラグイン走行の貢献割合(ユーティリティファクター)を用いて複合した値を算出することとします。

(3) 燃費性能の表示について

(2)に従って算出する複合燃料消費率を代表的な燃費値として表示することとします。しかしながら、プラグインハイブリッド自動車については、個々のユーザーの使い方(走行距離、走行パターン)によって燃費や排出ガスが大きく変わります。このため、個々のユーザーが自らの使用実態に即した形で「ユーザー燃費」を算出する、あるいは年間目安電力使用量、電気料金等を算出することが可能となるよう、次に示す基本性能値を、ユーザーに混乱を与えないような形式により、表記することとします。

また、プラグインハイブリッド自動車については、エアコン使用による電気エネルギーの消費が、プラグイン走行の可能な距離、燃費性能に大きく影響することから、この旨についてユーザーに注意喚起するための表示を付すこととします。

< 燃費性能表示項目 >

(代表燃費値)

複合燃料消費率

我が国の自動車の使用実態を考慮した平均燃費値

(ユーザー燃費の算出に必要な基本性能値)

ハイブリッド燃料消費率

ハイブリッド走行 (Charge Sustaining 走行) 時の燃料消費率

プラグイン燃料消費率

プラグイン走行 (Charge Depleting 走行) 時の燃料消費率

プラグインレンジ

蓄電装置に蓄電した外部電力を活用して走行可能な距離

(エネルギー消費効率の評価に必要な基本性能値)

電力消費率

プラグイン走行時の電力消費率

(その他: 年間目安電力使用量、電気料金の算出、プラグイン性能の比較評価等に
必要な諸元値)

等価EVレンジ

プラグインレンジのうち、蓄電装置に蓄電した外部電力により行った仕事量
相当の部分 (仮に外部電力のみをエネルギー源とした場合にこれにより走行
可能な距離)

一充電消費電力量

一回の充電において消費する電力量

3. 今後のスケジュール

公布日: 平成21年6月頃(予定)

施行日: 公布の日(予定)

適用時期: 公布日以降に製作される自動車より適用します。